静岡地域医療構想調整会議　設置要綱

（設置）

第１条　医療法（昭和23年７月30日法律第205号）第30条の14第１項に基づく協議の場として、静岡地域医療構想調整会議（以下「区域調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　区域調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 地域医療構想において定める将来の医療機関機能の見通しを踏まえた医療機関機能の分化及び連携を推進するための方策に関する事項

(2) 将来の病床数の必要量を達成するための方策に関する事項

(3) 静岡県保健医療計画に基づく総合的な保健医療供給体制の確保に関する事項

(4) 医療機関の開設や増床の許可申請に関する事項

(5) 医療法第30条の18の５第１項に規定する外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

(6) その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項

（委員）

第３条　区域調整会議は、静岡県中部保健所長が委嘱する委員をもって構成する。

２　区域調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

３　議長は、区域調整会議の会務を総理する。

４　議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

（任期）

第４条　区域調整会議の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　区域調整会議は、議長が招集する。ただし、設置後最初の区域調整会議は、静岡県中部保健所長が招集する。

２　議長は、区域調整会議を主宰する。

３　議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

４　議長は、議題に応じ、関係する委員その他議長が必要と認める者に参加者を限定して区域調整会議を開催することができる。

（部会）

第６条　区域調整会議は、必要に応じて、特定の事項について協議するため、部会を置くことができる。

２　部会の構成及び運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（報告）
第７条　議長は、区域調整会議又は部会を開催したときは、速やかに協議結果を静岡県健康福祉部長に報告するものとする。

（庶務）
第８条　区域調整会議の庶務は、静岡県中部保健所において処理する。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成28年５月25日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年９月４日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年10月６日から施行する。